

資料 4

国立大学法人評価委員会大学共同利用機関法人分科会
業務及び財務等審議専門部会（第 2 1 回）H24.3.26

大学共同利用機関法人の役員退職手当規程の改正について

1 国家公務員退職手当の改正を考慮して行われた変更について

- 今回、改正なし

2 その他の改正について（別紙 1 参照）

- 在職期間が通算となる法人を整理する改正（1 法人）

その他の改正について

規程の整備	在職期間が通算となる法人を整理する改正(情報・システム研究機構)
-------	----------------------------------

(参考)

○公務員の給与改定に関する取扱いについて（平成 23 年 10 月 28 日閣議決定）（抄）

3(3) 独立行政法人（総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 13 号に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の役職員の給与については、「国家公務員の給与減額支給措置について」（平成 23 年 6 月 3 日閣議決定）に沿って、法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する。また、中期目標に従った人件費削減等の取組状況を的確に把握するとともに、独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。

○国家公務員の給与減額支給措置について（平成 23 年 6 月 3 日閣議決定）（抄）

5 独立行政法人（総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 13 号に規定する独立行政法人をいう。）の役職員の給与については、法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する。

○国立大学法人法(平成 15 年 7 月 16 日法律第 112 号)による読替後の独立行政法人通則法(抄)
(役員の報酬等)

第五十二条 国立大学法人等の役員に対する報酬及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 国立大学法人等は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該国立大学法人等の業務の実績その他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第五十三条 文部科学大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を国立大学法人評価委員会に通知するものとする。

2 国立大学法人評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、文部科学大臣に対し、意見を申し出ることができる。